

共同相続人の所在不明

管理人を選び遺産分割

相続人が複数あるときは相続人が共同で相続財産を承継し、それぞれの相続分に応じて遺産分割をしますが（民法906条）、共同相続人全員の参加が必要です。共同相続人の一部に所在不明の者がいるために相続人全員での遺産分割協議ができない場合はそのままでは遺産分割ができないことになります。

従来の住所または居所を去った者（不在者）がその財産の管理人を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、不在者の財産の管理について必要な処分として管理人（不在者財産管理人）を選任することができ（同25条）、選任された管理人は家庭裁判所の監督のもと不在者の財産を管理します（同27条）。

従来の住所または居所を去った者であっても容易に連絡をとれる者は不在者には当たりません。生死不明の者については、その者の死亡が証明されるか失踪宣告が確定するまでは不在者として扱われます。

共同相続人の一部が所在不明の場合、他の相続人から所在不明の相続人につき管理人の選任を申し立て、選任された管理人を加えて遺産分割協議を進めることになります。所在不明の相続人が複数あるときは、その相続人それぞれについて管理人を立てる必要があります。管理人には特別な資格は不要ですが、不在者との利害関係等を考慮したうえで不在者の親族が選任される場合と、弁護士など専門職が選任される場合があります。

選任された管理人は、不在者財産の保存行為、管理行為を自己の判断において行うことができますが、保存行為、管理行為を超えて処分行為をするには家庭裁判所の許可を要します（同28条）。遺産分割は処分行為に当たり、管理人が遺産分割協議を成立させるには家庭裁判所の許可を得なければなりません。

管理人は遺産分割の内容が不在者にとって不当に不利益なものにならないようにしなければならず、不在者の法定相続分を下回るような遺産分割は原則として許されないと解されます。不在者帰来の可能性が低く、かつ不在者に直系卑属はなく、共同相続人が帰来した不在者に代償金を支払うのに十分な資力を有するというような特段の事情がある場合は、不在者が帰来したときには共同相続人が相応の代償金を支払うという条項を加えることで、不在者に相続財産を取得させない内容の遺産分割も許容される余地があると考えられます。

